

前橋市監査委員公表第17号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年11月19日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

消防局定期監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年10月30日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：総務課】</p> <p>1 消防団運営交付金について（指摘事項） 消防団運営交付金から交付している女性消防隊運営交付金において、平成29年度まで交付額や対象経費などについて何ら定めなく交付しており、女性消防隊運営費に係る取扱いを速やかに定めるべきとした前回の監査指摘事項に対する改善が不十分な状況であった。 また、交付額算出において、平成30年4月1日に定めた各地区女性消防隊運営交付金の取扱いに関する要領では、配分基礎額を隊員一人あたり年間1万円と規定しているが、各地区女性消防隊の規約に定める隊員数を算出基礎としているため、実態とは異なる隊員数で算出している状況が見受けられた。 女性消防隊の活動実態に合った交付金額の算定を行うため、算出基礎について見直しを図るとともに、消防団運営交付金の使途や運用方法について各消防団への指導を強化し、適正な交付金の執行に努められたい。</p> <p>2 消防局全体における内部統制の整備について（要望事項） 今回の定期監査において、消防局全体として、契約事務における基本的な事務処理誤りが多数見受けられた。このことは、契約関連規程等の確認不足などによる担当職員の認識誤りに起因しているものだけではなく、所属独自の誤った解釈により、係員相互での確認や管理職によるチェック体制が機能せず、誤りにつながっている状況もあると考える。 今回の定期監査の結果を踏まえ、管理職を始めとして職員一人ひとりが、契約事務に関わる事務処理手続きの基本的な検証を行い、適正な事務の遂行に努めるとともに、総務課がリーダーシップを発揮し、消防局全体における内部統制機能の強化を図られたい。</p>	<p>消防団運営交付金については、活動実態と合うように活動休止中の分隊の隊員数を減じた数を算出基礎として額を算出するとともに、消防団運営交付金の使途や運用方法について研修を行い、適正に交付金を執行するように改善することを決定した。</p> <p>消防局全体の契約事務において、事務処理誤りが多数見受けられたことについては、契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルの確認並びに独自の誤った解釈を検証することを指導した。 以後、各課への研修指導、事務処理状況の確認等統制機能の強化に努めていくこととした。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：通信指令課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>緊急通報用電話に係る位置情報通知システム（統合型：NTT固定電話）の提供に関する契約、多言語通訳サービス業務において、見積合わせを総額で執行し、内訳書の提出を受けていないにもかかわらず、内訳金額を記載した契約書を作成し契約を締結していた。</p> <p>また、多言語通訳サービス業務については、見積もりに含まれていない項目を記載したうえに、異なる内容の記載された2つの契約約款を添付した契約書を作成し契約を締結していた。</p> <p>契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p>	<p>契約事務に係る内訳金額の記載については、契約書作成時に、見積書（入札書）と契約書に相違がないよう適正な見積もり合わせを執行するように改善することを決定した。</p> <p>また、多言語通訳サービス業務の契約に係る「見積りに含まれていない項目の記載」及び「異なる内容の契約約款の添付」については、受注者と協議の結果、承諾（回答）が得られたため契約の一部を変更する業務委託変更契約を締結し改善した。</p>